

## 新型コロナワクチン接種のお知らせ

ワクチン受付・相談センター  
☎820-5653（平日9:00～17:00※土日祝を除く）

### 1 10月からオミクロン株対応ワクチンの接種を開始します

オミクロン株対応ワクチンの特徴とは

- ①現在流行しているオミクロン株に対応した成分が含まれるため、従来ワクチンを上回る重症化予防効果や、短期間である可能性はあるものの感染予防効果や発症予防効果も期待される。
- ②オミクロン株とオリジナル株の両方の成分を含み、2種類の異なる抗原が提示されることから、これらにより得られる多様な免疫反応は、今後の変異株に対しても有効である可能性が高いと期待される。



（9月2日第36回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会より）



オミクロン株対応のワクチンは9月20日から接種が開始され、  
現在、ファイザー社およびモデルナ社のワクチンを受けることができます

熊野町では10月1日から接種を開始します

4回目接種は基礎疾患・医療従事者などのみ対象でしたが、12歳以上の全ての人が対象になります。

- ▷接種開始日…10月1日(土)
- ▷対象者…初回接種（1・2回目）を完了した12歳以上の全ての人（3・4回目の人）
- ▷接種間隔…前回の接種から5カ月を経過後
- ▷接種券の発送…12～59歳でまだ一度も4回目接種券の発行を受けていない人は、10月3日(月)から順次発送します。基礎疾患・医療従事者などの申請によりすでに発行した人は、今お持ちの接種券が利用できますので、大切に保管しておいてください。
- ▷予約受付…接種券が届いた人から予約できます。
- ▷接種場所…町内の医療機関、集団接種（11月12日～14日）  
※詳細は案内文やHP、LINEまたは予約時に確認ください。
- ▷ワクチンの種類…医療機関はファイザー社（12歳以上）、集団接種はモデルナ社（18歳以上）

初回接種

12歳以上の初回接種（1・2回目）は従来ワクチンのみ接種できます。  
10月以降は医療機関および接種日程を限定して接種を行いますので、予約時にご確認ください。



### 2 小児（5～11歳）の追加接種（3回目）について

○5～11歳の人のワクチン接種について、9月17日から追加接種（3回目）を実施しています。

- ▷対象者…初回接種（1・2回目）を完了した5～11歳の人
- ▷接種間隔…前回の接種から5カ月を経過後
- ▷接種券の発送…9月6日発送（令和4年5月末までに2回目接種を完了した人）
- ▷予約受付…接種券が届いた人から予約できます。
- ▷接種場所…藤田小児科医院・酒井耳鼻咽喉科皮膚科医院（どちらも土曜日に実施）
- ▷ワクチンの種類…小児用ファイザー

○3回目の実施にあわせて、小児接種の保護者への「努力義務」が適用されました。

接種は強制ではありませんので、保護者はワクチン接種のメリットとデメリットを理解したうえで、本人と話し合い、接種を受けるかどうか判断してください。

- ※小児のワクチンの種類は小児用ファイザーです。
- ※1・2回目対象者も引き続き接種を行えます。



令和5年  
4月入所

## 令和5年度保育所・認定こども園の入所申し込み

- ◆申込書類配布  
10月17日(月)から子育て支援課で配布します。（在園児は入所している保育所などで配布します。）
- ◆申込受付  
☎11月1日(火)～11月25日(金)8:30～17:00（土日・祝日を除く）  
☞子育て支援課 ※申込時には、家庭状況や入所児童の様子がわかる人がお越しください。  
☞同居者全員のマイナンバー（個人番号）、申請者（保護者）の本人確認書類（運転免許証など）

◆入所要件（保育所などに入所できる児童とは）

熊野町在住で保護者が次の①～④のいずれかに該当し、日々の通園や集団保育が可能な乳幼児（概ね生後6か月以上で小学校就学前まで）

- ①仕事をしている（居宅内外を問わず、1日3時間以上かつ月48時間以上働いていること）
- ②出産前後（入所期間は産前2カ月、出産月、産後2カ月の計5カ月）
- ③保護者の疾病・障がいなど
- ④求職活動（起業準備を含む。ただし、入所期間は最長3カ月）

※この他にも入所要件に当てはまる場合があります。詳しくは熊野町ホームページをご覧ください。か、子育て支援課まで問い合わせください。

◆産休・育児休業満了の人の申し込み

令和5年5月以降に産休・育児休業が満了し、令和5年9月までに保育所などへの入所を希望する人も、受付期間内に申し込みが可能です。

※令和5年10月以降に入所希望の人は、この期間に受付はできません。各月の申込締切日までに手続きください。

◆審査および入所決定

- ・提出書類をもとに、保育の必要性の高い乳幼児から入所を決定します。先着順ではありません。
  - ・定員などの理由により、希望の保育所などに入所できない場合があります。
  - ・保護者の就労時間や状況などにより、保育標準時間（11時間）または保育短時間（8時間）の2つに保育時間が分かれます。
- ※家庭で保育ができないことを証明する書類が必要な対象者としては同居している者を含めませんが、優先度の決定に際しては同居している者を含めて決定します。

令和5年度 町内保育所・認定こども園 案内

保育所・認定こども園名	保育時間		一時保育	病後児保育
	標準時間	短時間		
くまの・みらい保育園	7:30～18:30 (最長11時間)	8:30～16:30 (最長8時間)	実施	実施
保育所ひかり学園				
くまの中央保育園				
はつかみこども園				
認定こども園聖徳幼稚園				
認定こども園第二聖徳幼稚園				

※認定こども園については、教育認定（幼稚園部分）と保育認定（保育所部分）に分かれます。

教育認定の利用については、直接園に問い合わせください。

※保育所ひかり学園は令和5年度から認定こども園に移行予定です。

<5月以降の随時申込み>

令和5年5月以降の入所は、入所希望月の前月1日（土日・祝日の場合はその翌日）までに、申し込みが必要です。この場合、入所日は原則としてその翌月の1日となります。

※令和6年1月から令和6年3月の入園・転園については、保護者が求職中の場合の申し込みは受け付けていません。

☎子育て支援課 ☎820-5623